

Q 4 住民税と所得税は増えるの？減るの？

A ほとんどの住民税は増えますが、所得税で減額されます。また、人的控除の差に対応した調整控除などの措置により、税源移譲の前後で「住民税(所得割)+所得税」の負担に変わりはありません。



①独身者の場合 (単位:円)

給与収入	社会保険料 控除額	税源移譲前			税源移譲後		
		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300万円	30万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500
500万円	50万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000
700万円	70万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000
1,000万円	94万円	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000

②夫婦+子供2人の場合(1人は特定扶養親族で、給与収入は夫のみ) (単位:円)

給与収入	社会保険料 控除額	税源移譲前			税源移譲後		
		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300万円	30万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000
500万円	50万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000
700万円	70万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000
1,000万円	94万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000

③65才以上の夫婦の場合(年金収入は夫のみで、ともに70才未満) (単位:円)

年金収入	税源移譲前			税源移譲後		
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
290万円	94,000	52,000	146,000	47,000	99,000	146,000
330万円	134,000	72,000	206,000	67,000	139,000	206,000
410万円	194,000	104,000	298,000	97,000	201,000	298,000



■住宅ローン減税について

平成18年までの入居者については、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、「住民税減額申請書」を提出していただくことで、その分を翌年度の住民税で減税することとしています。

事業主のみなさんへ 年末調整説明会 開催のお知らせ

給与所得者のための年末調整説明会を次のとおり開催いたします。
ぜひ、ご参加ください。

日時 平成18年11月15日(水)

午前10時から
午後1時30分からの2回

会場 南薩地域地場産業振興センター
問合せ

税務課課税係
TEL72-1111 内線154・155
知覧税務署 TEL83-2411



障害者、寡婦(夫)等の控除の 申告漏れはありませんか？

障害者、寡婦(夫)の方は、所得税・住民税それぞれの控除があります。

確定申告をしている方は、1年以内に限り還付ができます。また、確定申告をしていない方は、5年間さかのぼることができます。住民税でも還付は5年間さかのぼって申告を受け付けます。

◆寡婦とは

・夫と死別または夫が生死不明で、所得が500万円以下の人

・夫と死別、離婚、または夫が生死不明で親族または子を扶養している人

◆寡夫とは、妻と死別、離婚または妻が生死不明で、所得が500万円以下で子を扶養している人

平成19年から 国から地方へ税源が移譲され 住民税と所得税の税率などが大きく変わります



Q1 どうして変わるの？

A 三位一体改革の一環として国の所得税から地方の住民税へ税源を移譲し、地方公共団体が財源を確保することで自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行えるようにするためです。



11月11日～17日
税を考える週間

Q2 どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が一律10% (市民税6%・県民税4%) になります。所得税については、従来の4段階から6段階の税率になります。

◆個人住民税の所得割の税率改正
(平成19年6月から)

課税所得	税率	控除額
~200万円	5%	0円
~700万円	10%	100,000円
700万円超	13%	310,000円

◆所得税の税率改正 (平成19年1月から)

課税所得	税率	控除額
1,000円~	10%	0円
330万円~	20%	330,000円
900万円~	30%	1,230,000円
1,800万円~	37%	2,490,000円

一律 10%

Q3 人的控除の差と調整控除とは何なの？

A 住民税と所得税では配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。したがって同じ収入金額でも、住民税の課税所得は所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額すること(調整控除)によって、納税者の負担が変わらないようにしています。



定率減税の廃止によって税の負担が増えます

①独身者の場合 (単位:円)

給与収入	廃止前	廃止後	増額
300万円	171,200	188,500	17,300
500万円	382,900	421,000	38,100
700万円	713,600	781,000	67,400
1,000万円	1,402,400	1,519,000	116,600

②夫婦+子供2人の場合 (単位:円)

給与収入	廃止前	廃止後	増額
300万円	8,300	9,000	700
500万円	177,400	195,000	17,600
700万円	418,000	459,000	41,000
1,000万円	1,041,200	1,130,000	88,800

定率減税は、平成11年度法制改正で当時著しく停滞していた経済状況に対応するため、緊急避難的な特別措置として導入されましたが、昨今の経済状況の改善とともに廃止されます。

そのため、所得税では税源移譲により減税、しかし定率減税の廃止によって増税となり、個人住民税は税源移譲による増税と定率減税の廃止による増税という感じになります。

③65才以上の夫婦の場合 (単位:円)

年金収入	廃止前	廃止後	増額
290万円	132,700	146,000	13,300
330万円	187,200	206,000	18,800
410万円	270,800	298,000	27,200